

令和5年10月25日

◎三石委員長 ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

◎三石委員長 本日からの委員会は、「令和4年度高知県一般会計及び特別会計の決算審査について」であります。

お諮りいたします。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 御異議ないものと認めます。

《会計管理者》

◎三石委員長 それでは、令和4年度決算について、会計管理者の総括説明を求めます。

(総括説明)

◎三石委員長 質疑を行います。

◎はた委員 特別会計の歳入歳出の状況で、3番目の旅費集中管理の63%程度の増加という点について、具体的にどういう管理に変更があったのか、また旅費を使うケースが多かったと説明をお聞きしましたが、どういうケースが多かったのか。

◎池上会計管理者 63.4%増の理由として、旅費命令件数の増ということでお話ししましたが、命令件数全体で言いますと、1万1,518件増加をしております。令和3年度が11万2,154件、令和4年度が12万3,672件です。パーセンテージで言いますと10.3%の増なんですけれども、特に外国旅行が94件増えております。令和3年度は8件だったものが、102件ということになっておりまして、12.75倍ということで、これは外国旅行の件数、金額も大きいので、そちらの影響が大きいと考えております。

◎はた委員 外国旅行を含めて、事業計画に基づく業務だとは思いますが、どういう計画、業務の中で増えたのか。

◎池上会計管理者 この旅費の集中管理の事務といいますのは、この特別会計においてまず一括して旅費の支払いをやります。ですので、それぞれの業務の目的みたいなところについては、各部局のところになります。先に支払いをしておいて、決算の段階で各部局から対応する費目のお金をこちらの特別会計へ振り替えていただくというような形でやっております。

◎はた委員 最後に。決算として、こういう増え方というのは通常あり得ることなのか、まれなケースなのか。

◎池上会計管理者 特にコロナの影響で、旅費の支出というのはこれまでかなり減ってきていました。特に外国旅行については減ってきておりまして、そういうこと言えば、コロナがなければ、こういう形で決算額が動くということはないかなと想像

がされます。例えば外国旅行で言いますと、新型コロナウイルス感染症が拡大する前、平成30年度が288件、令和元年度が265件ということですので、昨年度であってもまだ半分ぐらいの回復というところにはなろうかと思えます。変化としては大きいですが、これはやはり新型コロナウイルス感染症という、これまでにない影響ということかと思えます。

◎**中根委員** 特別会計の歳出決算の状況で、母子父子寡婦福祉資金の増が委託料の増によるものも大きいというお話がありました。何件あって、この予算の中でどのぐらいの金額になっているのかを教えてください。

◎**池上会計管理者** 私どもが持っている資料では、委託料1,472万円の増の部分が、業務システムの再構築に伴う委託料の増ということで、説明をいただいております。詳細については、所管の福祉のほうでお尋ねいただければと思います。

◎**三石委員長** 質疑を終わります。

以上で、会計管理者の総括説明を終わります。

《監査委員》

◎**三石委員長** 続きまして、令和4年度決算に対する審査意見等について、監査委員の説明を求めます。

(代表監査委員説明)

◎**三石委員長** 先ほどの審査意見に対する質疑を行います。

◎**寺内委員** 丁寧に御説明いただいたんですけども、4ページの財政調整基金と減債基金の関係で、取崩しに頼らない持続可能な財政基盤の確立、まさに言われるとおりなんですけども、法的には、黒字化したときには二分の一を基金に積み込まないといけないということが決められている。その中で、高知県のように地方交付税に頼るところで議論するとき、国では一定地方自治体には基金があるという議論が言われるところがあるんで、この文言はこのとおりが基本的なんですけども、特に財政調整基金なんかについては、使うときにはしっかり使うということで、頼らないというよりも、使っていくって、国が、地方自治体には基金もあるやないかということで、交付税の配分基準のときに、議論も出てることを聞いてます。この基金というのは、今言われる取崩しに頼らない持続可能な財政基盤というのは当然のことなんですけども、もう一方で言うたら基金の扱いというのが、基金を持っとけば安定した財源になってくるんですけども、他方、交付税の議論の関係で、国のほうでは基金というのに目をつけられて言われるところがあるんで、頼らないというよりも、必要なときには適正に使っていくような方向も必要やないかなと思うんですけども、代表監査委員に御意見をお聞かせいただければと思うんですけど。

◎**五百蔵代表監査委員** 基金そのものを取り崩すことと、地方交付税との関連性について、はっきりと理解をしておりますから、ちょっとお答えしにくいんですけど、今の財政状

況からすると、ここに記載しておるように財政調整基金や減債基金の取崩しにならないようにしていくのが、一般的にはそうじゃないかなという観点で、こういう意見にしております。例えば基金があるので交付税が減らされるとか、必ずそうなのかどうなのかというのは、勉強不足で申し訳ないですけど、そこは答えできません。

◎はた委員 実質公債費比率の状況について、まずお聞きをしたいと思います。実質公債比率の基準ラインからいうと悪いわけではないけれども、1%アップ、悪化をしたということで報告があったかと思うんですけども、この要因については何か分析をされているでしょうか。

◎五百蔵代表監査委員 これも比率でございますので、全体の財政規模とそして債権が減ったことによるバランスということなんで、何が問題かというところまでは分析はしておりません。

◎はた委員 実質公債比率に表れてくる投資的経費の中身が分析される必要があるんじゃないかなというのが1点あるのと。あと、監査委員の御意見で、財源の確保ということを中心に報告をされたんですけども、財源の確保というのは今の状況でいえば、もう限界なんじゃないかなという見立てもできると思うんですが、財源確保以外の経営安定化という意味で何か御意見はないでしょうか。

◎三石委員長 2点ありましたね、委員。

◎五百蔵代表監査委員 まず実質公債比率を。

◎はた委員 実質公債比率が悪化をしていく要因の分析の必要性があるんじゃないかというのが1つと、監査委員の御意見で、財源確保が財政の安定化につながるの、財政の安定化のためには財源確保を取り組まれたいという御意見だったんですが、財源確保はもう頑張ってる今の現状ですので、この財源が増えるという見通しがなかなか立たない中で安定化を図るとすると、財源確保以外の御意見というか、アドバイスというのはないのかどうか、聞かせていただきたいということです。

◎五百蔵代表監査委員 まず1点目の、原因を調査する必要がある、それはおっしゃるとおりなんですけど、これは3年間の平均での数字の推移なので、過去2年間が適正であって、当年度だけが大きくずれたとかいうことであれば確かにそうですけど、比率的に大きな変動ではないので、今年はそこまで見てはいないということで御理解いただきたいと思っております。

そして次の問題ですけど、地方交付税、財源確保というのは、県財政の運営のためにも、常に政策提言を行っていただくということが大事だと我々としては思っておりますので、それが限界があるとかないとかじゃなくて、常にそういうことをスタンスとして持ってやっていただけることが、地方財政の安定化のためには必要だと思っておりますので、こういった意見を付しております。

◎橋本委員 要は、自主財源を上げていくということは、収入未済を極力減らすということに尽きるんだろうと思います。パイというのは基本的には、人口等いろんなもので地方交付税が決まってきますんで。でも、収入として自分たちのお金を自分たちで集めるということは、きちっとやってるという指摘なんですけども、そこで1つお聞きしたいんですが、この生活保護費返還金等の一部の債権ということがあるんですけど、これは、前に全国的に問題になった生活保護の国庫負担金が入ってるということですか。

◎五百藏代表監査委員 今年はこの生活保護費返還金の件に関しましては、本来の住んでいる住所ではない別の住所で、生活保護を受けていたという事例でございまして、不適切なものであったので返還を求めているということです。そういう事由です。

◎橋本委員 それは分かるんですけど、大口ということなので。

◎五百藏代表監査委員 期間が結構長くて、1,000万円を超えた金額になっておりましたので、大口ということになります。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、監査委員の説明を終わります。

《会計管理局》

◎三石委員長 次に、会計管理局について行います。

はじめに、局長の総括説明を求めます。なお、局長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、ご了承願います。

(総括説明)

◎三石委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈会計管理課〉

◎三石委員長 最初に、会計管理課について行います。

(執行部の説明)

◎三石委員長 質疑を行います。

◎寺内委員 今、職員は大変になって、いろんな中で電子決裁を導入して、担当に当たっていくところも多いと思うんですけど、検証もいろんなミスの方でしていつてくれているんですけど、会計事務の基本は連座制ですので、やはり電子決裁になっていけばなっていくほど、事務も多忙ですので、担当に当たるところは任せるところが非常に多くなってきて、1つはシステムの改修でミスのないようになっていくんですけど、最終は機器というよりも当事者になってくる。当然会計は連座制ですので、研修なんかでもしっかりと植え付けることは重要やと思うんですけども、その点、ITに頼っていく、電子決裁になっていく、システムに頼っていくとなってきたときに、個々の分が短絡していくように見受けられると思うんですけども、その点は課長はどのように考えられるか。

◎猪野次長兼会計管理課長 おっしゃるとおり、連座制というか、当然決裁ルートにある

者が責任を持って、資料の中身をちゃんとチェックしていくということは大前提の話でございます。今回のシステム化、デジタル化というところでいくと、担当者の方が一番多くなってくるというお話もございますけども、いわゆる決裁のシステムで、それぞれのルートにある者がきちんとチェックをして、そこをしっかりと見ていけるという仕組みも当然組み入れていきたいと考えております。研修でそういった連座制の重みは、今後も引き続きやっていく必要はあるとは思いますが、それとあわせてシステム改修、再構築の際も、そういったところにも意を用いてやっていきたいと考えております。

◎西内委員 令和4年度決算に関する監査委員の指摘する意見に対する措置計画、3ページですけれども、経費支出伺に記載された支出見込額を超えて支出していた事例というのは、文字どおりだと思うんですけども、どういう状態ですかね。予定ではこのぐらいと言っておったのに、もっと大きい金額で最終的に請求するということ。

◎猪野次長兼会計管理課長 今回この本庁分の監査で、経費支出伺の見込額を超えて支出したもの、特に会計年度任用職員の報酬等に係るものが37件ございまして、一番多いんですけども、今回久しぶりといいますか、昨年度に職員の給与改定がありまして、それに連なって会計年度任用職員の報酬等も引き上がったということもあったんですけども、各所属の方が、それ自体に気づきがなく、今回のような事態に至ったということでございます。そういうこともありまして、我々が発行してます会計管理局だよりで、どういうふうに対応していけば、こういう支出見込額を超えて支出するということがなくなるかという対策をしっかりと打ち出して行って、こういうことがないようにしたいと考えております。

◎西内委員 今回の件は突発的な、制度のところの設計の変更による突発的な事象によって多発しておったということで、しっかり今後適正な指導を行うことによって、再発防止を図られる予定であるという理解でいいですかね。

◎猪野次長兼会計管理課長 はい、そうです。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、会計管理課を終わります。

〈総務事務センター〉

◎三石委員長 次に、総務事務センターについて行います。

(執行部の説明)

◎三石委員長 質疑を行います。

◎はた委員 旅費事務センターの運営委託料に関わってお聞きをしたいと思いますが、監査委員からも全庁的な会計のミスを改善していくということもありますけれども、旅費事務センターにおいての事務の中で、実態が申請したとおりではないかもしれないという意味の実態調査というのは、この委託料の中に含まれているのか、申請したことに対してのチェックを、どこがどういうふうにしてるのか、お願いします。

◎山岡総務事務センター課長 旅費事務センターの運営の中では、旅行命令簿に基づいて旅程を決定いたしましたして、旅行終了後、旅行完結ということで、係る旅費を精算させていただいておるとい流れになっております。その旅費事務センターの審査について、正しく行われているかということにつきましては、毎月、私どもの職員が抽出検査をいたしまして、適正さというところは確認をしております。

◎はた委員 その検査で問題があるケースは、何件ぐらいあるんでしょうか。

◎山岡総務事務センター課長 抜き出し検査におきまして、問題がある点というのはほとんどございません。

◎はた委員 その抜き打ち検査をされているということですが、具体的にその検査は、どういう形をとられているのか。例えば領収のチェックだとか、そういったことなのか、具体的にチェックの内容をお願いします。

◎山岡総務事務センター課長 毎月かなりの件数がございますので、抜き打ちではなくて、毎月定例で一部分をランダムに抽出して、審査の状況を検査しております。その審査の状況につきましては、当然、領収書が必要なものである場合は、ちゃんと領収書が添付をされていて、それに基づいて精算行為が行われているかというようなことを確認させていただいております。

◎はた委員 領収書がある場合はということでしたので、領収書が要らない場合もあるということだと思うんですが、その場合はどういうチェックをされてますか。

◎山岡総務事務センター課長 旅費事務センターのほうで計算をしました旅程が、合理的であるということで扱いをしておりますので、その旅費事務センターの計算の範囲において、計算をして、精算をかけております。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、総務事務センターを終わります。

これで、会計管理局を終わります。

《監査委員事務局》

◎三石委員長 次に、監査委員事務局について行います。

事務局長の説明を求めます。

(執行部の説明)

◎三石委員長 質疑を行います。

◎はた委員 職員の認識不足があっているという報告がありましたけれども、先ほど会計の総務事務センターのお話を聞きましたけれども、領収書が要らない旅費精算があるという実態が先ほど分かりました。その領収書が要らないような会計処理というものは、監査の認識からすると適切なのかどうか、改善ができるものなのか、御意見があれば教えてください。

◎高橋事務局長 今お話ありました、旅費で領収書の要らないものというのは、一部にそういうものが、今、旅費の規定等でそういう運用がされているということでございますけれども、それは本当に一部の限定的な部分であって、そういう旅費の支給、対応の仕方が合理的であるということで、今そういったものによって変わっていると認識しております。そこでしっかりと運用していただいたいということで、特に運用そのものが問題であって、監査としてそこを改善する必要があるということは考えていないところでございます。

◎はた委員 具体的に言うと、JRの切符を買うときに、窓口で買った場合は、今までは領収書は要らないということだったかと思うんですけども、JRの券売機が、領収書を発行できるシステムに改良をされています。そういう状況からすると、今の旅費の、領収書が要らないという精算の在り方が合理的で適切なのかどうか、見直し検討が要るんじゃないかと思うんですけども、会計管理からするとどういふふうなお考えでしょうか。

◎高橋事務局長 先ほど申し上げましたように、旅費規則などで運用を定めておまして、これまでいろんな変遷があつて、領収書が要ったり要らなかったりということがあつたかと思ひますけれども、運用していく中で、用務の必要性があつて旅行命令をし、その区間、公共交通機関を使って旅行して、最終的に何らかの形で、口頭なのかもしれませんが、業務をやってきましたということで報告し、上司が確認をするというのは当然必要であります。その時点で、領収書が必ず必要ではないという運用に今なっていると思ひますけれども、その部分を、全て領収を取るというようなところは、今の時点では監査としても必要とまでは考えておりません。あくまでも合理的な考え方として、旅費の運用がなされていると考えております。

◎下村委員 私も監査委員をやらしていただいて、事務局の皆さん本当に丁寧に、詳細な情報も出していただけますし、監査委員の監査の内容も本当に、見てもすばらしいなつて思えるぐらいの事前調査をやっていただいているんですけど、その関係で2つお聞きしたいと思ひます。

特に職員は配属がどんどん変わっていきますので、その関係で、例えば以前一緒にやつてた人のところに監査に行く場合とか、こういう場合も結構あると思うんですけど、そういう期間がある程度離れていれば、監査してもそれほど、突っ込んでいくというか、厳しい監査をやつていくときにおいての、人対人の付き合いの中での何もないと思うんですけど。そのあたり、実際職員が監査に入るときの人選的な配慮であつたり、そういう部分まで踏み込んであるのかどうかというのがまず1点。

あと、監査をやつていくにおいて、メンタル的に職員も、いろんな指摘を続けてやつていくと、それでいろんなことが言われたりとか、メンタル的な部分もケースバイケースであるのかなあとかいうのも思つたりもしたんですけど、そのあたりのフォローであつたり、具体的にそういう事例とかあつたのかなかつたのか、そのあたりのお話をぜひ聞かせてい

ただきたいと思います。

◎高橋事務局長 まず1点目の、過去に属した所属でありますとか、顔見知りの職員がいる所属への対応というようなことをございます。基本的には、県職員ですのでそういったことには関係なく、やるべきことをやるということは当然ではございますけれども、今お話もありましたような懸念もないわけではないというところでもあります。監査委員事務局は私も含めて16名の職員がおりまして、それに次長、監査監、それから主任監査員が3名、それから監査員と担当者という形でやっておりまして、もちろんそれぞれの所属でやる業務が違いますので、いろいろ勉強していくということも必要になりますけれども、全体で同じ監査業務というのをやってるということがあって、2人以上でチームを組んで事務局監査に行くということをやっておりますので、そういったいろいろな懸念がある場合には人選を工夫しながら、働きやすいような形での組合せなり、人選をしていくということで対応していくことをございます。

それと2点目の、監査をやっていくことでの何らかのメンタル的などいいますか、すごくつらい思いをされるとかいうようなことも、どうしても業務ですので出てくる場合もあると思いますけれども、基本的に上司に相談をして、場合によっては、特に直接そういう所属に対して話をするときには、監査監とか次長が直接出向いてやり取りをしてくるというようなことで、そういうチームとしてしっかり機能させているということをございますので、これからも1人の職員が負荷を感じて大変なことにならないような配慮はしていきたいと思っております。

◎下村委員 一番、自分もそのあたりがポイントであろうと思います。特にメンタル的な部分で、自分で抱え込んでしまふとかいうことが起こらないようにするためには、やっぱり皆さんのチームとしての意思疎通とか、その部分をぜひ局長としてもよろしくお願ひしたいと思います。

◎はた委員 先ほどの質問に続きますけれども、局長から、JRについて領収書が発行できるのに、今の現状、領収書が要らない形が妥当だと思ふという御意見が出たんですけれども、一般的に民間の会社であれ、公的なお金を使う場合には、領収書というものは必ず添付をするというのが、財務処理上の常識になっているかと思ふんですけれども、なぜ領収書が発行できるものであるにもかかわらず、なくていいということが合理的なのか、そこが分からなかったので理由があればお願いします。

◎高橋事務局長 まず旅費の運用については、先ほど来申しておりますように、いわゆる旅費規則なり条例なりで運用されているということで。それともう一つ、いわゆる県職員の旅行、出張というのは、いわゆる旅行命令ということで、上司から、この区間で旅行に行ってくださいということで旅行命令というものが出来、その区間では幾らという計算がされて、最終的に精算をしてるというような運用をしてるんだと思いますけれども、全く

本人の判断で行って、後から領収で精算するというような、そういう方式がありません。ですので、旅行命令の場合は、必ず旅行命令を上司からして、この区間、こういう業務で行きなさいということでやってきているので、そこでしっかりと業務をやられてるということが確認できるという意味において、そういう運用が一定合理性があるんじゃないかということで、そういった話をさせていただいたということでございます。

◎はた委員 意見ですけれども、私は合理性があるとは思えません。今の規則に沿っているということで、よしとされているのかもしれませんが、領収書発行できる旅費については、当然公金ですのでその支出についての領収書を求めることのほうが合理性があるし、一般常識に沿うものだと思いますので、規則の見直しにもつながってくるかとは思いますが、領収書発行できるものについては添付を求めることも含めて、税金の適切な処理というのを進めていただきたいと思います。

◎高橋事務局長 旅費の運用は規則などで実施されておまして、そこでまた知事部局のほうでも、見直しが必要であればしていくと思いますので、そこは監査としても、こういったことになるのかというのは見ていきたいと思いますが、現時点で一定の合理性がある、運用されてるんじゃないかということで、特にそこを問題視している状況ではないということでございます。

◎寺内委員 監査委員事務局の大変な苦勞は、委員からも出たように、議会としても理解をするところですけども、その中で一つの事務として住民監査請求があります。今公表もされてるんですけども、これまで令和元年、2年とコロナ禍はゼロであって、3年が1件で、令和4年度が6件出たんですけど、この傾向というのは、何か局長として感じるころがありましたら。またその中でも却下もあったりしてますけど、内訳で言うと請求が6件あって、受理が3件、却下が3件、棄却が3件ということで、コロナ禍でもあるんで、そんな傾向が出ているようであれば意見をお聞きかせください。

◎高橋事務局長 コロナ禍であるという傾向というのは、必ずしも見られないと思っておりますけれども、昨年度出た6件の中で、2件が安倍元総理の国葬に関するものが出ております。それがこれまでとは違う部分であったということで、それ以外のものについては、特別に何かのイベントがあったのでその年に集中したということでもないということでございます。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、監査委員事務局を終わります。

《人事委員会事務局》

◎三石委員長 次に、人事委員会事務局について行います。

事務局長の説明を求めます。

(執行部の説明)

◎三石委員長 質疑を行います。

◎久保委員 土木の上級技術等、私もそのメンバーだったんですけども、先ほどお話を聞いて、またこれまでもそんなお話を聞いてまして、本当にある意味寂しい思いがしました。先般も土木のOB会があってその話になって、本当に何とかせないかんねという話でした。そのときも、定員割れの理由なんかも、よくその中で話をしたんですけども、人事委員会のほうでどういう理由で定員割れになってるのかという、つかんでると思いますけれども、それをお聞かせを願いたいと思います。

◎澤田事務局長 やはり土木技術職員につきましては、東日本の震災以降、多発する豪雨災害等を受けまして、全国でも人員が不足している状況がございますし、また民間企業の旺盛な採用意欲の影響もありまして、全国的にも人材確保は難しいですけれども、高知県でもなかなか人材確保が難しい状況と認識しております。

◎久保委員 もう少し具体的に、例えば民間の給与だとか、あと福利だとか、そういうところでつかんでるのがあれば、教えていただきたいんですけども。

◎澤田事務局長 民間の給与が、非常に高く設定されているという情報はつかんでおりますけれども、具体的にどれだけそれに対抗できるかというようなところまでは、なかなか難しい状況かと思っております。

◎久保委員 そういうのもやっぱり人事委員会としては、具体的に何で採用、定員割れなのかというのをつかんでおることも私は大事じゃないかなと。定員割れということで、臨時的にまた雇えというその場しのぎじゃなくて、そういう抜本的なこともぜひ考えていただきたいと思います。

◎西内委員 再任用に関することは、人事委員会の所管になるんですかね。

◎澤田事務局長 再任用は、それぞれ任命権者が行います。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、人事委員会事務局を終わります。

昼食のため休憩といたします。再開は午後1時とします。

(昼食のため休憩 11時48分～13時00分)

◎三石委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

《労働委員会事務局》

◎三石委員長 次に、労働委員会事務局について行います。

事務局長の説明を求めます。

(執行部の説明)

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、労働委員会事務局を終わります。

《議会事務局》

◎三石委員長 次に、議会事務局について行います。

初めに、事務局長の総括説明を求めます。なお、局長に対する質疑は、課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

(総括説明)

◎三石委員長 続いて、総務課長の説明を求めます。

(執行部の説明)

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、議会事務局を終わります。

《警察本部》

◎三石委員長 次に、警察本部について行います。

初めに、本部長の総括説明を求めます。なお、本部長に対する質疑は、会計課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

(総括説明)

◎三石委員長 続いて、会計課長の説明を求めます。

(執行部の説明)

◎三石委員長 質疑を行います。

◎久保委員 冒頭に本部長がおっしゃった、強くて優しい高知県警察、私は本当にそのとおりだと思いますし、それに「頼りになる」というのを付け加えてもらったら、もっと私はいんじゃないかなと思うんです。ここに来まして最近観光で、台湾の定期チャーターもそうですし、クルーズ船もそうですが、外国の方がすごく多くなって、多分これでもっと多くなると思うんですね。そのときに言語ですけども、困ったときに頼りになる高知県警察というときに、今それぞれ予算のことをお聞きして、研修というのはいろいろあったんですけども、その中で例えば英語ですとか、中国、そしてハングル、その3言語あたりは研修をして、お困りになった外国の方に対応できるようにすることが大切じゃないかなと思います。研修とかいっぱいあったんですけども、そういうのは現在どのような対応されているのか、まず担当の方にお聞きをさせていただきたいんですけども。

◎森警務部参事官 外国語の通訳に関しましては、警察大学が東京にありまして、そこで英語、中国語、韓国語を含め、今多く来ているベトナムの関係とか、そういったものも含

めて研修をしているところをごさいます。その予算は、年間の警察庁からの入校の枠がありまして、そこに充て込んでもらって研修を受けているという状況でございます。

◎久保委員 そしたら警察大学のほうに研修に行くということですか。私も実は国土交通大学というのに何度か、研修も兼ねて行ったんですけども、それはそれで大切だと思えますけども、もう一歩進んで本当に実践で話ができるようなところまで、これくらい外国の方が増えてたら、そういうのも大事じゃないかなと思えますけども、本部長いかがでしょうか。

◎高清水本部長 警察大学校、警察の中では最高学府なんでございますが、そこではかなり高度な研修、語学を学んでおります。また場合によっては、いわゆる一般の企業として成り立ってる語学学校に派遣するようなこともございまして、なるべく多くの者が、高知県に外国のお客さんが来たときに困らないような形で、対応してまいりたいと考えているところでございます。

◎久保委員 冒頭申しましたように、少なくなることはないと思えます。インバウンドが多くなっていくと思えますので、頼りになる警察ということで、ぜひその対応をきっちりとお願ひします。

◎中根委員 最近、交通安全についていろんな県民の方のお話をよく聞くようになりました。以前にも増して、とにかく白線が見えないんです、何とかならないですかっていう声が大変強くて、予算そのものも、執行できるものは全て執行していますというお話もお聞きしますけれども、とにかく車が増えたということもあるんでしょうか。それだけではない、白線をきちんと道路上に引いていくという、それがなかなか事成っていないのは何か原因があるのかどうか、そのあたり聞かせていただきたいのですが。

◎室津交通部長 白線、横断歩道とか停止線とかたくさんありますけれども、警察が所管している分におきましては、交通規制で白線等を引くんですけども、個数でいきますと、交通規制は県下で約2万か所設置されております。そのうち横断歩道が約4,000か所、それから一時停止規制は約6,000か所、全体の約半数を占めておりまして、あと、中央線とか実線等があるんですけども、大体7、8年でどうしても劣化していくということで、自動車等が多い道路はもっと早くなるというところで、なかなかこれを県下で常に適正に白線を明確に見える状態で維持するっていうのは、予算上のこともありまして困難ではあるんですけども、道路の交通量とか事故の発生件数等を見まして、優先順位をつけて、適正な予算執行を心がけておるところでございます。

◎中根委員 やっぱり必要なものなので、予算取りといいますか、執行体制を整えて、今も御努力をしてくださってるのはよく分かっていますけれども、さらにニーズは高まっているということをぜひ自覚していただきたいと思ひました。

◎西内委員 同じく交通安全の施設関係なんですけれども、整備費で新規に必要なところ

は整備せないかん一方で、そのストックが積み上がっていくと維持管理の問題も出てくると。中根委員が言われたような横断歩道とか、なかなか手が回らないような事態も出てくると思うんですね。警察のほうで、県下の白線であるとか信号機がどういうタイミングで、どういう状態になったら手を入れるというような計画みたいなものはあるかどうかということですね。というのは、土木にしても何にしても、インフラの維持管理計画ってのがあって、どういうスケジュールでこんなふうに見ていくというのがあるんですけど、そのあたりございましたらお願いします。

◎室津交通部長 県警におきましても、信号機、道路標識、それから先ほどの道路標示、この3つにつきましてはいずれも耐用年数等がございまして、信号機の制御機ですと19年とかいろいろあります。それを5年間で予算の中で回しつつ、できるだけ耐用年数が来た時点で替えれるように、なかなか困難なところはあるんですけども、耐用年数に照らして更新できるような予算措置を取っております。

それともう一方で、信号機も含めて横断歩道も含めて、いろんな交通規制が、昔必要でも今必要でなくなっただけのところもございまして、それなんかは地域の方の要望とか意見等も踏まえつつ、廃止できるものは廃止していく。その反対に、いろいろ家が増えたとかで必要なども出てきますので、それは新規に設置したいということで、一応の計画は立てつつ、予算の中でやっております。

◎西内委員 まさに御説明くださったところが気になっておって、かつては、地域の要望で実際に交通量なんかを勘案したときに必要な横断歩道、信号というものもあったり、あるいは、開発に当たって地域住民との約束事につけたものもたくさんあるかと思います。ただ一方で、一定役割を終えたものというのは当然あるわけで、あまり維持管理のところが膨らみすぎると硬直性を持ってしまうので、そこを果敢に踏み込んで変えていくとなると、やっぱり説得力のある大きな計画というものも必要になってくると思うんですね。その計画を書いて地域住民の方に、お約束でつけてましたけれどもこういった事情でもう役割を終えたということで外させていただきますというような話を、今後割と積極的にやっていかなければいけないフェーズにあるんじゃないかなと思います。それは、ひいては維持費の硬直性っていうだけじゃなくて道路の安全な運用とか、ここは本来切ってたけれども右左折できんようにしたほうがいいのか、そういう議論の根拠にもなってくると思いますので、ぜひ進めていただければと思います。

◎橋本委員 令和4年度決算に関する監査委員の指摘に対する意見書の措置計画の中で、信号機の損壊事故に対して求償を求めて、それで一応債務不在確認訴訟が起こされて、反訴して、それで債務名義をいただいて、今から回収にかかるという中身なんですけれども、例えば債務名義をいただくまでにかかる弁護士費用とかいろんな手続費用があると思うんですけれども、幾らぐらいになってるんですか。

◎山本警務部参事官兼会計課長 信号機が損傷した費用が93万円ですけれども、訴訟に際して、議決をいただくのに説明等もさしていただいたところでもありますけれども、任意の回収は困難であって、連帯債務もある、敗訴の可能性も当然ないということと、さらに訴訟をしてもその弁護士費用等を上回るような状況ではありません。

◎橋本委員 いや、上回るようなものではないという金額なんですけれども、具体的にどれぐらいなのかということをお聞きしたいなと思ひまして。今からもう手続を取っていかなければならないんですよね。

◎川村警務部参事官兼首席監察官 弁護士費用というのは、着手1件当たり40万円程度であります。成功報酬についても40万円ぐらいです。

◎橋本委員 ということは、着手金と成功報酬で80万円ということですか。分かりました。

◎はた委員 令和4年度の歳出における委託費についてなんですけれども、あらゆる分野で委託がされてるんですけれど、その多くが随意契約になってます。随意契約が絶対駄目ということではないんですけれども、公正な価格を出すという意味で、一般的には競争入札をすることが妥当なんではないかと思うんですが、本部長も替わられましたので、高知県警における委託費の随意契約の多さというのは特別なのか、それとも一般的にこういう状況なのか、ちょっと捉え方というのを教えていただきたいです。

◎山本警務部参事官兼会計課長 原則、一般競争をするというところがございます。警察が多いところは公安委員会事務等、免許の関係とか風俗の関係とか、どうしても公安委員の認定を受けた事業所とか特殊性がありまして、どうしてもそこしかできないというように限定する特殊性がありますんで、そういうところで随意契約というところが、ほかのところの事業と比べますと、多くなっていると考えられるところでもあります。

◎はた委員 特殊性ということは当然分かります。例えばということなんですけれども、産業廃棄物の運搬収集委託なんかは、田中石灰工業に随意契約ということですし、例えば広報するのは高知放送に、これについては一般競争入札なのか随意契約なのかも分からない、広報広聴課の契約ということで、記述の仕方もほかとは違うので。そういう意味で、その随意契約が本当に特殊性があって随意契約なのか、また一般競争入札ができる放送委託なんか随意契約でもないし、一般競争入札でもないし、広報広聴課の契約というふうに書かれてる、これはどういうことなのかというのを。

◎山本警務部参事官兼会計課長 個別のところはあれなんですけれども、当然、地方自治法の施行令とかで基準がありまして、県自体にもその契約事務の適正化要領というのがあります。何号とか、それぞれ随意契約ができるもの、金額定額とか、特殊性があるとか、競争入札をしても入札が不落になって随意契約せざるを得ないとか、そういう条件にあったものを随意契約にしているところでもあります。随意契約の中でもオープンに、インターネット等で広報しまして、あらゆる広いところから見積りを取って随意契約をするという

ふうな、できるだけ多くの方が参加できるような形で取ったりしている状況でございます。

◎はた委員 公金使っての契約ということで、随意契約が多いことによる各業界の不和と
いうか不信ということにもなりかねないと思いましたが、質問させていただきました。
この放送についての、どんな契約かということが分からないことについてはまた後で教え
てください。

あと全然違うことになりましたが、質問させてください。信号機の取付けなんですけど。

◎三石委員長 ちょっと待って。後で教えてくださいってことを言われたけど。その件に
ついて。どうぞ。

◎山本警務部参事官兼会計課長 先ほどのところは県の契約になっておりまして、うちの
ほうでないようで、把握できないというようなことです。

◎三石委員長 はた委員、さっきの件はそういうことでよろしいですか。

◎はた委員 はい。

◎三石委員長 続けて。どうぞ。

◎はた委員 信号機についてお伺いをします。具体的な例として小津神社、高知市の中水
道になりますけれども、小津神社の前の信号機を警察署のほうで、音の出ない信号機に取
り替えたということなんですけれども、視覚障害者の方からは、この信号機によってより
危険が増しているという声が上がってます。交通安全で一番優先されるべきは交通弱者で
あるので、その交通弱者の中でも視覚障害者の方があえて困る音のない信号機に切り替え
た、まず理由と、その効果について教えてください。

◎室津交通部長 当該の信号機につきましては、かなり以前に切り替えたと承知して
るんですけれども、近隣の方から音が非常に生活に支障があるというような意見もあ
って、いろんな検討をした上で、音の出ない信号機に切り替えたと承知して
るんですけれども、2、3年以前になりますので、今資料はございません。

◎はた委員 場所については、また確認していただきたいんですけれども、考え方として
ちょっとお聞きをします。信号機設置において、安全が優先されるべき対象は誰かとい
うところでは、交通弱者が優先されるべきと思ってますけれども、視覚障害者の方が、あ
えて不利になるということを選択された、それについての判断基準というか、合理性とい
うか、その点について説明いただけますか。あえて音が出る信号機だったものを、音の
出ない信号機にあえて替えると。そのことによって交通弱者である、中でも視覚障害者
の方があえて困るという状況が生み出されてますので、そうなった経過として、どう
いう判断で音が出たものを音が出ないものに替えるのかという、基準が分からない。

◎山本警務部参事官兼会計課長 今資料がなくて、詳しいことは分からないんです
けど、最新の技術といいますか、携帯電話、スマートフォンとかで、信号青になりました
とかって表示が、持つことによって教えていただけるような信号機になっております。
音の出る

信号機は、やっぱり近隣の住民の方からどうしてもうるさい、精神的なというところで強い苦情等もありまして、そこと比較をしながら、視覚団体の方にも事前にこういう仕組み、携帯電話型の青になりましたって表示してくれる使い方も、現場で一緒に使っていただいて、いろんな意見も聞いた上でそういうシステムを利用していただいて、安全に通行できるようにという仕組みに変えたということになります。外向けには音はなりません、御本人がそういう機能のついたスマートフォン、携帯電話を持っておれば、青になりました、赤ですというのが分かるような特殊な信号、交差点になっております。

◎寺内委員 県警のほうで、空からの目いうのも大事やと思うんですよ。県警ヘリについてちょっとお聞きしたいんですけども、県警ヘリの運航については、やはりパイロット・整備士が重要でございますけども、その中でいつとき言われたのが、公的機関で育てたパイロットが、特に民間のマスメディア等に流れるとかいうことも一時あったんですけども、現状として今「くろしお」になりますかね、県警ヘリのパイロット・整備士の確保は万全にできているのか。また定年もあると思いますので、後継も見据えてどのような状態にあるのか、ちょっと教えてもらえればと思います。

◎筒井警備部長 県警ヘリの運用について御質問がございました。現在県警の航空隊は隊長以下6名体制でございますけれども、航空士2名を確保しております。そのほか操縦士という体制で対応しておりまして、定年等を見据えて計画的に採用しつつ、操縦士の資格も取得させつつということで運用しております。

◎寺内委員 そうやったら安心もするんですけど、一方こういった専門的な分というのは、公務員には定年の年齢がありますけども、国家公務員から随時、今2年ごとに地方公務員も延びていきますけども、知識もノウハウもありますし、専門のパイロットと、また整備士なんかの蓄積した技術云々もありますので、地の利もあるというところなんか、それは一つの考慮の点になるんやないかなと思うんで、こういった専門職を一定確保するよう、また御検討してもらえればというのを求めておきたいと思います。

他方、もう1点が、今度は海のほうです。警備艇を持ってますけども、特に今船員不足で、商船なんかについては船乗りの成り手が少ないというところなんです。ここにも予算で入れているように、20トン未満であれば、小型船舶で講習で取ることができますけども、研修等で1級の資格でいきますけども、20トンを超えた「たけより」等の船舶についての、船員の確保というのはどのようなものでしょうか。その点教えてください。

◎肥本地域参事官 現在県警は2隻の船を所有しておりまして、「たけより」は大きいほうの船になります。それぞれの船に船長、機関長がおるんですけども、退職の年齢も近づいておりますので、新しく採用するのか、もしくは船の運営の見直しも含めて現在検討中というところで、計画的に進めていきたいとは考えております。

◎寺内委員 ぜひ、全般的に船乗りの成り手が少ない中ですから苦勞もされると思います

けど、支障ないように、また検討してもらえればと思います。お願いします。

◎大石副委員長 決算ですからあれですけど、採用のことも毎回頑張られてるということで話を毎年伺うんですけども、一方で離職率の動向というのはどういう状況になってますか。

◎森警務部参事官 離職率の数字は今持ち合わせてないんですが、採用3年未満の警察官、一般職員が離職しないように、精神的なサポートをしていこうということで、この春から公認心理師の資格を持った職員が個々の相談に乗ってあげて、継続して仕事を続けていけるような体制を取るといことと、あと警察学校での離職を防ぐために、学生と年齢の近い巡査部長の階級にある助教を1名増やしまして、そこで若手の相談を聞きながら指導に当たっているという状況にあります。

◎大石副委員長 数年前に警察学校を八十何人出たうち二十数人が辞めたというふうな報道があったと思いますけど、現状はそういった取組をされて改善傾向にはあるんでしょうか。

◎森警務部参事官 最近の傾向を見ますと、離職率というのは相当減っているというところではあります。ただ、警察学校で見極めをする上で、どうしても不適合者という者もおりますので、そういった者との関連を見つつ、適正な指導をしつつ離職率も下げていきたいと考えております。

◎大石副委員長 採用のほうも大変だと思いますけども、とどめるというのも大事だと思いますし、警察官の皆さん、非常に苛酷な勤務をされてると思いますので、また心のケアなども引き続き行っていただきたいというお願いをしておきたいと思います。

◎三石委員長 以前にもこの委員会で音楽隊の予算等についてのお願いをした経過があります。なかなか予算がなくて、楽器なんかも非常に高いでしょう。寄附をしてもらったりとか、非常に厳しいそういう財政の状況の中で、いろいろなイベントに行ったりとかで苦勞されてるんですよ。そこらあたり状況は、予算はどうでした。少し増えましたかね。

◎山本警務部参事官兼会計課長 予算は、例年ですけども、運営費としまして大体総額230万円ぐらいになっております。令和4年度は、どうしてもコロナとかの関係もありまして、163万円で、執行率が69%という状況でありますけれども、コロナが5類になりまして、訓練、大会も、コロナ前に戻りまして増えておりますので、執行はさらに増えると思います。それよりさらに増えるような状況でありましたら、予算額を超えるような状況がもしあるようでしたら、流用等をして、財政課とも協議しながら執行を積極的にしていきたいとは考えております。

◎三石委員長 本来警察の本業をやりもって、そういう形の文化的な活動をしてもらってるんですよ。そのあたりのこともよく理解していただいて、予算をつけるところはつけてやっていただきたいとお願いをしておきたいと思います。あわせて、全国大会で剣道が優

勝したんですかね。剣道にしても柔道にしても銃剣道にしても、警察を代表する競技というか種目ですよ。ここもあわせてね、遠征費も要るでしょう、いろいろな大会行ったり、道具だとか何かといろいろ要りますよ。そこらあたりの予算も是非多くつけていただきたいということを再三言うてきたんですけれども、そこらあたりはどうなってますか。

◎山本警務部参事官兼会計課長 武道のほうは、令和4年から見ますと、令和5年は若干ですけれども増額をしている状況でありまして、大体730万円ぐらいの予算になっております。これも、武道も去年はどうしても85%というような執行状況でありましたけれども、コロナ禍から戻りまして、もう通常開催になっておりまして、執行を続けております。これも音楽隊と一緒にすけれども、超えるような状況であれば流用等をしていきたいと思えますし、来年に向けて予算要求もしていきたいと思っております。

◎三石委員長 そういうことでね、高知県警の看板かけて大会行ってるんですよ。やっぱりそういうところなんか踏まえて、厳しい財政状況やと思うけれども、予算を多くつけてやっていただきたいと、こういうことを要望しておきたいと思えます。

◎大石副委員長 関連で、今委員長が言われたことなんですけど、ほかにも警察では白バイの大会とか、音楽隊もいろんなことがあろうかと思えますけど、さっき採用と離職の話をしましたけど、やはり憧れられるような警察官がたくさんいるということは非常に大事だと思いますので、さっきの楽器の話もそうですし、予算はついてるんでしょうけど、そういったところの強化ですね、例えば良い指導者を呼ぶとか、強化にもしっかり取り組んでいただきたいと思えますが、その強化についての考え方というのはどうでしょうか。

◎森警務部参事官 部外からの指導者を招いての強化費というものは、たしか予算上では計上してないかと思えますが、一応出稽古的に、武道であれば強い選手がいますので、そういったところに出ていって訓練していくとか、白バイであれば技能の高い上位入賞する県がありますので、そういったところとの合同練習をしたりとか、そういったことで技能を高めていっているという状況にあります。

◎大石副委員長 委員長から冒頭優勝したんじゃないかみたいなお話がありましたけど、そういう全国大会で、各競技で上位にいつも入賞するとか、そういうことであれば、そういった競技をしている若者が高知県警に行きたいとか、そういうことにもつながる可能性もありますので、ぜひ戦略というか、目標を持って強化を頑張っていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、警察本部を終わります。

以上をもって、本日予定した日程は全て終了いたしました。

今回は、明日10月26日木曜日に開催し、教育委員会の決算審査を行います。開会時刻は午前10時といたします。

これで、本日の委員会を閉会いたします。

(14時12分閉会)